

## 付託事件等審査結果報告

令和元年9月25日

薩摩川内市議会産業建設委員会  
委員長 石野田 浩

### 1 委員会の開催日

9月13日

### 2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第84号 薩摩川内市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第85号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (3) 議案第86号 薩摩川内市川内駅コンベンションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (4) 議案第87号 薩摩川内市コンベンション施設整備・運営事業事業契約の変更について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、議案第86号及び議案第87号は、一括して慎重に審査を行った。質疑等の概要は次のとおりである。

委員から、「工期の見直しにより、当初供用開始の準備期間を1箇月から0箇月に短縮しているが、施設の安全性等に問題はないか」との質疑に対し、当局から「準備業務については、事業者と協議した上で、建物が竣工するまでの期間も利用しながら取り組まれるよう依頼している」旨の答弁があった。

また、「債務負担行為を設定した6月定例会の時点で、更に工期が延長されることが分かっていたのではないか」との質疑に対し、当局から「(株)薩摩川内MICEから、6月末の時点で工期の再延長に係る申し出があったことから、再度、詳細な検討を依頼したところ、1箇月程度の検討期間の猶予を求められた。7月末の時点では、来年9月末の一部供用開始の可能性が残っていると判断していた」旨の答弁があった。

さらに、委員から、物価スライドの算定方法及び査定の在り方に関して質疑があり、当局から「物価スライドの算定方法は、事業契約書の規定により国が行うPFI事業手法を準用し、市が積算している。また、査定については、公共積算と同レベルの積算資料を提出させた上で市が内容を確認することとなる」旨の答弁があった。

なお、コンベンション施設整備・運営事業を進めるに当たっては、今後、議会に対して十分な説明を行うとともに、議会から出された様々な意見を真

摯に受け止め、事業の遂行に向けて更に努められたい旨の意見が述べられた。

- (5) 議案第 88 号 薩摩川内市上甕グラウンドの指定管理者の指定について  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (6) 議案第 89 号 里プールの指定管理者の指定について  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (7) 議案第 90 号 鹿島コミュニティプールの指定管理者の指定について  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (8) 議案第 91 号 薩摩川内市里港ターミナル及び薩摩川内市長浜港ターミナルの指定管理者の指定について  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (9) 議案第 94 号 薩摩川内市道の駅樋脇の指定管理者の指定について  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (10) 議案第 95 号 川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業次世代エネルギーシステム整備工事請負契約の締結について  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (11) 議案第 96 号 薩摩川内市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (12) 議案第 97 号 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (13) 議案第 98 号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (14) 議案第 100 号 令和元年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (15) 議案第 101 号 令和元年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (16) 議案第 102 号 令和元年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行い、調査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

- (1) 来年開催される燃ゆる感動かごしま国体には、全国から多くの選手・役員を始め、観客等が本市を訪れることが見込まれることから、あらゆる機会を

捉えて、更なるシティセールスにつながるよう努められたい。

- (2) W C S（稲発酵粗飼料）用稲に係る指導・検査基準については、今後も統一的な基準による指導や検査が行われるよう努められたい。また、対象農家等には、分かりやすい事例を示すなどして、適正な耕作管理が行われるよう指導に努められたい。
- (3) デマンド交通については、同じ地域内の利用に限定されているが、地域外への買い物や通院等を希望する声もあることから、運行区域の拡大等ができないか検討されたい。